

# 一九二〇年代における地主小作関係の一考察

——奈良県旧添上郡治道村の事例——

森 元 文 子

## はじめに

最近の一九二〇年代における農村支配体制に関する分析は、小作争議後退期の農村構造の支配の論理をいかにとらえるかというところが、その問題関心の中心となっている。この分析については二つの研究の流れがある。ひとつは森武磨・大門正克両氏による、農家小組合・産業組合についての研究である。ここでは農家小組合・産業組合が農民的小商品生産の組織化によって、小作争議を解決する社会的機能を有していたとし、それらが小作争議後退期の農村再編にあたって、最も重要な役割をなしたとするものである。もうひとつは、庄司俊作・坂根嘉弘両氏による協調組合についての研究である。協調組合は、地主小作双方から一定

の比率で委員を出し、そこで小作料減免率等を決定した。そして、それによって小作層の階級意識が自主的に眠り込んでいったとし、こうした協調組合の設立こそ小作争議後退期における農村再編の基軸となったとするものである。

森・大門両氏の研究では、小商品生産の組織化によって農村支配を確立することが同時に、階級宥和機能を獲得するプロセスでもあったとする。しかしながらこうした理解は、産業組合に社会的機能を求めるあまり、産業組合万能論になってしまふのではないだろうか。一九二〇年代、農村の抱えていた問題が、農事改良や小商品生産の組織化によって、すべて解決されるとは考えられないのである。

また、庄司・坂根両氏の研究では、小作争議に対する小作調停法の運用という国家的対応から見ても、協調体制へ

第1表 米作平均反収(石)

	1909	1913	1920	1924	1927	1930	1932	1935	1939
全国平均	1.785	1.659	2.022	1.819	1.760	2.064	1.853	1.793	2.160
奈良県平均	2.358	2.164	2.702	1.859	2.214	2.719	2.500	2.492	2.237
治道村平均	2.318	2.231	2.720	1.519	2.650	2.950	2.900	2.760	2.807

注) 『農林省累年統計表』『奈良県統計書』『治道村統計』による。

第2表 小作料

等級	反収(石)	小作料(石)	小作料率(%)
上田	2.8	1.8	64.3
中田	2.7	1.7	63.0
下田	2.6	1.6	61.5
平均	2.7	1.7	62.9

注) 『勸業書類級』1931年より作成。

第3表 商品作物種類別累年作付面積又は収量(指数)

	西瓜 (作付面積)	綿 (作付面積)	梨 (収量)	柿 (収量)	ブドウ (収量)	桃 (収量)	養蚕 (掃立量)
1902	100	100	100	—	—	—	—
1905	—	0	—	—	—	—	10
1913	43	—	1,780	100	100	100	50
1916	102	—	912	197	595	1,288	130
1918	139	—	1,970	272	488	2,933	—
1921	—	—	860	192	512	906	825
1925	441	—	123	513	683	1,675	1,095
1928	345	—	248	770	1,854	2,519	1,200
1931	374	—	47	1,964	1,049	3,260	1,000
1934	364	—	15	468	144	2,674	509
1937	377	—	23	427	90	3,785	122
1939	399	—	6	330	98	8,838	72

注) (1) 東京教育大学『農業水利慣行と公共事業との関連に関する調査報告』1955年、P29より引用。

(治道村統計による指数は、統計書に最初に記載されている年次を100とする。但し養蚕は1905年を10とし、1931年を1000とした指数。)

の帰結なくしては二〇年代の争議は沈静化し得なかつたとしてゐる。しかしながら小作人が自主的に眠り込んでいくほど、地主の譲歩が引き出される地域というのは、やはり「小宇宙的」「頂点的」にしか存在しなかつたのではないかと思われる。地主側からある程度の譲歩によって眠り込んでしまうほど、二〇年代における争議要求が小さなものであつたとは考えられない。

ここでは、奈良県のいわゆる近畿型に属する一農村の、一九二〇年代における産業組合の組織化と発展、小作争議、そして水利問題の動きを追うことによって、地主小作関係および農村の抱えていた問題の一端を明らかにしたい。

### 一、対象地の概況

ここで取り上げる奈良県旧添上郡治道村は、奈良県北部、大和平野の北半部にある添上郡の西南端に位置している。この村は、九つの大字からなり、戸数五〇五戸（内農家戸数四三八戸）、人口約四一〇〇人、耕地面積四二〇町歩で、生産物総額中、農産物生産額が八五%をしめる、米麦二毛作を中心とした純農村であつた。

この村の特徴の第一は、米生産力の高さとそれに対応する高率の小作料、そして商品作物の早期展開に求められる（第1表、第2表、第3表参照）。

第二は、地主支配の強固さに求められる。一九二三年から一九三一年までの所有経営地の変化を見ると、一町五反以上を所有する地主・自作層は一九二三年の二七戸から、一九三一年四四戸に増えている。これは、後述するように小作争議によって地主自作化が進んだためである。こうした一方、小作層の経営規模の縮小、戸数の減少、脱農化傾向もみられるのである（第4表参照）。この村では、一九三〇年代以降も土地所有者における大きな変化はほとんどなく、特に、三町以上を所有する地主になると、一九二〇年代に地主が土地を買却したのみで、それ以外は戦時体制期に至るまで、ほとんど変化が見られないのである。そして安定したこれらの地主層が、産業組合、溜池築造を強力に推進していくのである。

第三は、各大字意識の強さに求められる。これは近世における分散支配の伝統をそのまま引き継いでいることや、それによる大字間の水利慣行も継続されているということ



第 6 表 治道村産業組合事業概況(円)

年次	払込済 出資金	積立金	貯金		借入金		貸付金		購買	利用	販売	余裕金
			年内受入	年度末	年内借入	年度末	年内貸付	年度末				
1919	6,180			45,591				13,947				
1921												
1923	12,630	25,395			59,800	18,900			13,260	1,630		
1925	13,380	39,493		383,855	39,000	54,902			16,297	5,086		
1927	13,380	58,516			98,000	63,998			37,374	3,425		
1929	13,530	82,245	967,285	682,032	18,000	84,192		165,469	65,625	5,586		
1931	117,060	19,032	1,199,314	631,150	15,000	73,423	154,190	185,202	49,618	6,339	73,543	633,477
1933	117,090	24,860	1,319,507	908,616	162,000	70,480	153,543	201,553	70,849	7,580	86,520	894,530
1935	117,570	31,292	1,559,415	943,506	70,000	70,101	113,446	200,943	86,087	8,555	130,762	867,540
1937	116,370	36,171		876,498	2,900	36,480	122,122	181,137	98,408	6,251	153,061	794,042
1939	111,810	39,354	1,777,019	1,114,216	90,000	30,339	111,720	160,282	148,021	11,223	298,255	1,034,255

注) 治道村産業組合【事業成績概況】(1932年), 同【事業成績ノ概要】(1937年) により作成。

あったが、一九二一年には村内の九五%に達する四四〇戸を組織するまでになった。

次に治道村産業組合の事業内容を見たい(第6表参照)。

第一に、信用事業である。基本的貯金には「義務貯金」―全組合員が一日一銭を貯金するもの、「初穂貯金」―收穫後、品質優良の米三升・麦四升を提出させ、それを組合が一括して販買しその代金を貯金するもの、そして「勤検貯金」の三種類があった。他には定期・普通・特別貯金などがあった。治道村では創立以来各組合員が一度も貯金を滞納することがなかったということである。またこれらの貯金と出資金に対する剰余金は一度も配当されることなく、一九三一年にはそれまでの剰余金を「共栄貯金」として貯金するほど、勤検貯金奨励が徹底していた。こうして信用事業の成長は著しく、組合設立数年で貯金額は三〇万円と県内トップとなり、一九二五年には産業組合中央会より最優秀組合として表彰されるまでになっている。一九三一年には出資金を一口(三〇銭)から、一口に引き上げ、その資金の基礎をさらに固め、貯金額も一九三〇年代には九〇万円台、一九四一年には一〇〇万円台と順調な成長を続けた。

第7表 購買品取扱高(円)

年次	産業用品	経済用品	合計
1922	2,310	1,485	3,795
1923	6,116	7,144	13,260
1924	7,916	8,520	16,436
1925	8,005	8,292	16,297
1926	25,003	8,126	33,129
1927	29,859	7,518	37,374
1928	45,379	8,854	54,233
1929	52,499	13,226	65,725
1930	52,462	12,425	64,887
1931	39,818	9,800	49,618
1932	44,503	17,193	61,696
1933	56,501	14,798	70,849
1934	43,510	20,632	64,124
1935	61,170	24,917	86,087

注) 治道村産業組合『事業成績概況』『事業成績ノ概要』による。

第二は、購買事業である。これは一九二二年開始された(第7表参照)。購買品目中特に注目されるのは肥料の購入で、一九二〇年代後半には村消費のほとんどを産業組合で掌握した。その他、鎌、除草機等の農具、砂糖、醤油、酒類、乾物類等の食料品、日用雑貨、家庭薬、学生カバン、学生服や学用品など年々購買品目を広げていった。

第三は、利用事業である。(第8表参照)これは一九二三年開始された。利用事業で注目されるのは、米麦の調整過程に動力機械を設備し、その利用工場をつくったことである。まず一九二二年五馬力電動機一台、精米機二台、大豆精米機一台を購入、そのための利用工場が建設された。

この後、毎年のように新しい精米機や杵搥機・発動機・白ひき機などが購入され、利用工場も増築された。これらの機械は利用工場ではもちろんのこと、各大字、各農家への巡回作業も行った。こうして各農家に動力機械や杵搥機等の購入の必要がないほど、産業組合による機械設備は完備されていた。

一九二三年には、全国でもほとんど例のない医療事業が開始された。診療所では某価も医師会規程の一五%引きであった。しかし、この事業は郡医師会からの激しい抗議にあり三年後中断される。一九二四年理髪事業、冠婚葬祭用家具の利用事業も開始された。さらに一九二六年には、販売事業も兼ね、自転車組立販売・修繕、貨物自動車事業も始めている。自転車事業に関しては、医療事業と同様県輸業組合から、治道村産業組合から購入した自転車に関しては、一切修理等をしないうという決議が出されるなど激しい反産運動が起ったが、産業組合中央会の後押しなどもあり事業を続行した。

最後は、販売事業である。これは一九二三年開始された。先に述べた自転車事業と一九二五年建設された農業倉庫を

第8表 利用事業成績(円)

年次	精穀機 粉砕機	動力農具	医院	理髪	自動車	自転車	家具	助産婦	公会堂
1923	1,019	611							
1924	1,586	344	1,978						
1925	1,631	781	2,416	260			6		
1926	1,833	1,173	1,717	258			40		
1927	2,181	924		270			50		
1928	2,393	1,030		233	734	98	49		
1929	2,515	526		249	2,391	132	43		
1930	2,388	1,780		242	2,449	154	57		
1931	2,290	996		183	2,667	117	84		
1932	2,410	273		207	2,763	118	64	64	
1933	2,473	1,408		672	2,832	144	48	110	1,120
1934	2,419	1,230		515	2,688	189	64	49	1,200
1935	2,611	1,121		656	2,666	227	44	108	332

注) 治道村産業組合「事業成績概況」、同「事業成績の概要」による。

利用した米麦の運送・共同販売が中心である。倉庫は、一九三〇年代に入って、新しい倉庫が建てられ販売事業量も増加していった。

関連事業として、一九二七年からの奈良県乾藪倉庫の経営がある。これは県内の乾藪の保管と共同販売を行うためのもので、治道村産業組合長が県知事の依頼により、組合長を務めた。

以上のことからわかるように治道村産業組合は、四種兼業組合として非常によく発展した組合であった。

また、組合の運営には、各大字の地主を理事や監事として地主の結集を図るとともに、地主の息子たちを秘書や事務員に雇入れるなどして、組合長を頂点とした各大字への人脈を創り上げた。

その他にも、度々産業組合についての講演会を開いたり、毎年三月の産業組合記念日に婦人会、処女会を同時に開き、事業の宣伝や組合精神の普及に務めた。また、産業組合の発展は青少年の教育からと、小学校の補習生や小学校職員に対しても課外講義として組合長が講義をしたり、模範組合を設置したりした。また、添上郡農学校産業組合専修科で、組合長が「産業組合経営論」を講義するなどしていた。まさに産業組合は、日常生活の様々な分野に影響していたのである。

第9表 産業組合役員の所有、経営地

役名	氏名	所有地	経営地	大字名
組合長	越智太兵衛	176.6反	10.7反	院田
専務理事	金居仙助	36.7	17.2	横田
理事	森川常吉	34.2	15.8反	〃
	仲勘兵衛	161.0		白土
	沢田忠一	85.4	22.7	番条
	乾貞吉	21.0	21.0	新庄
	南本橋次郎	22	15	伊豆七条
	戸田猪太郎	17.5	17.5	石川
監事	森川勇作	31.4	18.1	横田
	浅井橋三郎	10	10	櫛枝
	堀田宜平	54.1	9.5	番条
	増田健治郎	35.8	20.6	中城

一九二〇年代、こうした産業組合の発展とほぼ同時に活動を始めたのが、農事実行組合である。これは一九二一年、奈良県「農事実行組合設置奨励規程」の制定を受けて、各大字に設立されたものである。その活動は、稲苗代の改良・共同苗代など米麦生産の技術改良や、果樹栽培・蔬菜栽培の普及改良および共同販売であった。その中でも特に重要な商品作物である西瓜の生産に関しては、品種改良や品種

注) 治道村役場「資力調査簿」(1932年)より作成。石川、伊豆七条、櫛枝には2.5町以上の所有者はいない。

統一に努めていた。各実行組合には村予算から農業費として補助金もおりていた。その他養蚕についても、共同飼育・共同販売を行うなど、米麦生産から商品作物の導入・生産・販売まで、実際の生産過程に即した活動が各大字で活発に行われていた。

大門氏の場合は、産業組合と農家小組合をあわせて補完関係ととらえているが、一村規模で発展した産業組合に対し、大字内において活動をしていた実行組合の関係は、産業組合の経営に当たっているのが各大字の地主層―自作地を「持つ」とはいえ寄生地主的傾向が強い(第9表参照)―であるのに対し、実行組合の活動の中心は、その活動から考えても自作層が中心となっていたのではないかと予想されることや、大字対立が激しかったということから、必ずしも補完関係であったとはいえないのではなからうか。

各大字の農事実行組合は大字における生産過程を組織する一方で、産業組合は、大字対立には手を触れない村全体に共通する経済的諸条件の実現を図っていたのである。

以上のように、農事実行組合と産業組合の活発な活動があったにもかかわらず、一九二〇年代半ば治道村では小作

争議の発生を見るのである。

## 2 小作争議の発生

治道村では一九二四年の旱魃を契機に、一九二〇年代終りまで小作争議が起っている。

第10表 米 作 反 収

年次		1908	1913	1920	1921	1924
大字名		石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
襟	枝	2.3.0.0	2.1.6.5	3.0.3.3	2.2.9.5	1.2.5.0
横	田	2.2.7.5	2.0.1.9	2.6.2.6	2.2.5.3	1.8.7.4
新	庄	2.3.2.2	1.6.4.2	2.5.0.0	2.3.9.2	0.6.0.0
石	川	2.4.0.0	2.1.5.4	3.0.0.8	2.3.7.8	2.1.0.0
白	土	2.4.0.0	2.1.4.9	2.5.9.3	2.4.1.7	1.7.0.0
発	院・	2.3.2.5	2.1.4.1	2.5.8.5	2.3.2.7	0.7.0.0
中	城					
伊	豆七	2.2.7.5	2.2.0.6	2.7.1.5	2.3.2.1	1.4.2.5
番	条	2.2.5.0	2.3.7.7	2.7.0.2	2.1.9.9	2.5.0.0
平	均	2.3.1.8	2.2.3.1	2.7.2.0	2.3.2.3	1.5.1.9

注) 東京教育大学『農業水利慣行と公共事業との関連に関する報告調査』1955年、P26より引用。

まず、早魃の被害状況を見ると、奈良県では田一六八四町、畑四八町が免租許可となっている。郡別にみると添上郡では田三六九町が免租となり、生駒郡では田九三二町、畑二五町、山辺郡田三二五町、畑二三町となっている。町村別にみると特に被害の大きいところは、山辺郡二階堂村の二九七町、つづいて添上郡治道村の一八八町、生駒郡村当村の一〇八町であった。<sup>(9)</sup> 治道村は添上郡の免租地の三割をしめ、その被害の集中したことを示している。村内の被害状況(第10表参照)を大字毎に見ると、新庄の六斗が最低で、発志院・中城が七斗で他の大字も、水系の違う番条・伊豆七条の二大字を除くと、だいたい平年作の五割程度の収穫しかなかった。このような早魃を契機に小作争議が起ってきたのである。

以下大字の小作争議について見ると、一九二四年横田では、早魃後の減免交渉が難行し地主代表五名、小作代表八名の委員によって交渉が続けられたが、互いに譲歩せず地主側は土地取上げを決定し、朝鮮人を雇入れ刈入れを終えた。一方小作人側は、八〇余名の小作人を結集し地主の土地取上げに対抗していたが、一カ月後、地主側が裏作代と

して八円を支払うという条件で、従来通り小作を続けるという事で結着がついている。<sup>(10)</sup>

この争議を始めとして各大字に毎年小作料減免を要求する争議が起っている。一九二〇年代後半には、引き続き小作争議から逃れるためしばしば地主による自作化のための土地取上げが行われたようである。新庄では一九二九年、一地主の自作化のための土地取上げに対して、他の小作人が同情して争議が起り、村長が調停に入り土地を返還する

第11表 小作料減免率(%)

年次 大字	1924	1925	1926	1927	1928	1930
	櫛枝		10.0	10.0	10.0	15.0
横田	0	0	7.5	15.0	10.0	6.55
新庄		33.0	24.5	23.5	25.5	8.5
石川		41.5	44.0	24.0	20.35	11.9
白土		27.5	34.0	20.0	16.5	21.25
発志院		27.5	34.0	20.0	16.5	21.25
中城		27.5	34.0	20.0	16.5	21.25
平均		25.7	27.1	20.9	16.4	17.5

注) 『勸業書類綴』(1929, 1931年)より作成。

かわり小作料を三分の一に減額することで結着がついてい<sup>(12)</sup>る。

一九二四年から二七年まで争議の激しかったであろうことは、各大字の小作料減免率の高いことにも示されている(第11表参照)。争議解決の主導権が地主側にあったことは確かであるが、日本農民組合運動や水平社運動の激しい村に囲まれていた治道村では、地主層が小作人層の日農等への組織化に対する危機感もあって、ある程度のところまで妥協したのではないかと考えられる。

当時、日農・水平社運動の拠点であった奈良県<sup>(13)</sup>の状況を考えると、治道村における小作争議は小作料減免要求がすべてであり、争議の性格も組織建<sup>(14)</sup>った持続的なものではないので、争議経過についてはそれほど大きな動きはない。しかし、村の『事務報告』(一九二五年)に「平和なる農村に於ておや減免問題の送起し」とあるように、この村にとっては争議という激しく対立した形で地主小作関係が表面化したことは、大きな問題であった。

産業組合の活動も<sup>(14)</sup>実行組合の活動も、この村の階級有和に関して、あまり有効な役割を果していたとはいえない

ようである。

では、この二つの活動によっても触れられなかった問題は、何であったのだろうか。それは農業生産に関するもっとも基本的な問題である用水の不足と、封建的水利慣行であった。

この問題解決のため、地主層が結集し白川溜池築造計画が進められることになるのである。

### 三、白川溜池の築造

ここでは、白川溜池築造の目的、築造過程における大字間の対立および地主小作関係について明らかにしたい。

#### 1 白川溜池築造の目的

奈良県の溜池は水源の多くを中心の河川に求め、そこから井堰によって引水し貯水するというものが多かった。それらは、江戸・明治期、平坦部に人工的に築造されたもので、底の浅い「皿池」と呼ばれるものであった。そのため灌漑率が低く、溜池面積が全水田面積の七%<sup>(15)</sup>をしめていた。

一九〇六年、県では奈良盆地の水不足解決のための対策を「奈良県溜池整理計画」としてまとめた。これによると、

第12表 溜池調 (1924年)

大字名	溜池名	満水面積	平均水深	灌漑面積
櫛枝 横田	櫛枝池	9.6反	8尺	15町
	新池	12.0	6	63町
	葛上池	17.2	7	
	下池	20.0	11	
	新庄	上池	17.8	11
芝池		10.3	8	29町
桧垣池		5.3	4	30町
鋪池		20.7	9	
芝池		5.9	4	
石川	北池	4.4	4	6.5反
	新池	1.6	3	1.5反
	下池	8.9	12	18町
	上池	9.7	10	17町
白土	南池(大)	20.2	9	48町
	〃(小)	7.2	4	
	千束池	13.1	5	17町
発志院	テボ池	3.6	4	2町
	南池	10.4	5	
	北池	13.6	7	
中城	北池	6.2	6	7町
	新池	5.6	6	9町
	南池	9.3	5	9町

注) 『白川溜池築造史』1955年より。

第13表 白川溜池築造計画概要

最大水深	47尺
平均水深	25.4尺
底水面積	1町7畝
満水面積	12町3反
貯水量	287.9町尺
配水面積	直接110町, 間接450町
堤延長	114間
余水吐放水路延長	117間
底樋延長	55間
豎樋延長	17間
分水工延長	7間
導水路延長	259間
周廻道路延長	1139間

注) 総事業費428,000円 (内国庫補助50%)  
『白川溜池計画書』(1925年)より。

平坦部にある貯水量の少ない皿池は廃止して、大規模な溜池を自然立地条件の有利な山間の水源地につくるということであった。同時に、県内一〇カ所の溜池計画が提案されたが、この時は実現しなかった。(この中には白川溜池や一九三〇年代に築造開始された斑鳩溜池、倉橋溜池が含まれていた。)

一九二四年、県では再び、溜池整理と用水補給計画のための基本調査を行った。先に述べたようにこの年は大旱魃であったことから各地で水利紛争が起り、七月に入ると県

庁へ毎日数件の陳情者が押しかけ、県ではその対応に手古摺っていた<sup>16)</sup>。また、旱魃を契機として小作争議も各地に起っていた。

こうした状況を背景に、県としてはまず、溜池整理と用水補給も兼ねて、旱魃時に備える新しい用水源確保の事業を実施することが緊急の事柄であると、また、これは各地の水利争議解決を図る重大な事業であるとしている。

そこで特に旱魃の被害の大きかった添上郡内の灌漑用水補給のために計画されたのが、白川溜池である。

早魃までの治道村の溜池は平均水深六・七尺と浅く、早魃時に耐えうるものではなかった(第12表参照)。

白川溜池計画は、治道村東部を流れる楡川の上流天理市旧丹波市町大字岩屋ヶ谷に築造されるもので、楡川を締切って貯水し、また貯水量を補うため高瀬川からも井堰によって引水する計画であった。そして以上は県営事業として施行され、各大字に引水するための用水路新設は地元事業として施行された。白川溜池は五五〇町歩に二・五寸水を二回補給することが可能な、当時としては、奈良県最大の溜池計画であった(第13表参照)。

「計画書」によれば、その事業目的は、灌漑用水の補給であり、それによって早魃の被害を妨ぎ収穫量を増加させることと、用水不足のため毎年水利に関して費いやす労力を削減させることにあるとしている。

以上の目的は当然のことであるが、当時の村の状況から考えられる目的は他にもある。ひとつは先に述べた早魃を契機に各大字で起った小作料減免要求を掲げた小作争議への対策としてである。早魃により大幅な小作料減免を強いられたことから、地主層は何よりも安定した収穫、安定し

た小作料を望んでいたはずである。もうひとつは、早魃後の農民の疲労救済の目的である。最後に、水利紛争解決のため不合理な水利慣行の改善が期待されていたことも考えられる。以上、(イ)早魃に対する用水確保、収穫・小作料の安定確保、(ロ)早魃後の農村救済、(ハ)水利慣行の改善の三つが築造の目的であったと考えられる。

## 2 築造過程の諸問題

ここでは、先に述べた三つの目的がどのように実現されたのか、あるいはされなかったのかを見ていきたい。

(イ)この計画は始め、樺本町・帯解村・平和村・治道村などの連合で、丹波市町五ヶ谷村菩提山に築造されることになっており、主要灌漑地は樺本町や帯解村であった。<sup>(17)</sup>しかし、中心となっていた樺本町大字蔵之庄ほか二大字の小作人より反対意見が出される中、計画地は丹波市町岩谷ヶ谷に変更された。<sup>(18)</sup>その後、帯解村内の三大字からも計画反対意見が出され、さらに平和村も脱会し、結局、治道村と樺本町大字樺本のみになったのである。

こうした誘致までの過程で注目しておきたいのは、おそらく水利慣行の変化に対しての小作人層の反対によって他

村が脱会していく中で、治道村は始めは二大字が灌漑区域に入っていただけであったのに、最後には七大字に拡大したことである。そして、約一カ月のうちに計画書を作った。そこに、この村における用水確保の必要性と溜池誘致のために結集した地主の強さが示されていると考えることができる。事実、溜池完成後、村における反収は増加し、郡平均・全国平均をも越える(第1表参照)。そして一九三九年の大旱魃の際、ほとんど被害を受けなかったことから、用水確保により安定した収穫、地主層にとっても安定した小作料を得られたことは確かである。また用水確保により、野井戸からの水汲み揚げといった重労働が節減されたことは当然である。

(ロ)農村救済としての側面について見ていきたい。工事に先立って農村救済のための使用人夫は、灌漑区域内の農民を採用するという方針が出され、各大字への人夫徵用割当率(第14表参照)が決定された。県当局より提示される半月毎の所用人夫を先の割当率によって徵用されることになったのである。人夫は各大字を基本としてイ組からリ組の九

第14表 各大字人夫割当率(%)

		割当率(%)
櫛 櫛 横 新 石 白 発 中 其	本	26.4
	枝	2.5
	田	23.4
	庄	7.4
	川	7.5
	土	12.1
	院	6.7
	城	5.3
	他	8.7
計		100.0

注)『日誌』白川溜池耕地整理組合連合会、1926年より

つに分けられ、各組に一名の小頭がおかれた。小頭の人選に関しては、各組の中で互選し、もし、人選が難行した場合は、県に一任することになっていた。

着工後二カ月、人夫問題が表面化してくる。一九二七年一月、連合会常任委員会で「現場小頭選任ノ件」について協議され、つづいて定例委員会において「現場小頭ノ選任ヲ治道方面ヨリ二名、櫛本方面ヨリ一名を選任ノ方針」が出されている。これは、現場監督を厳しくする必要が生じたためではないかと考えられる。というのは、同年二月の常任委員会において、「出役人夫中不穩の行動アルモノ取締ルノ件並ニ処分ニ関スル件」が討議されていることからである。「不穩の行動アル人夫」とは、村の状況から考えて(おそらく小作争議が終った時期)、農村救済という名目で人夫賃一円三〇銭という、当時の奈良県平均賃金より二

低い賃金で割徴用された小作人たちの、労働条件の改善などの要求行動かあるいは、何らかの反抗的姿勢だったのでないだろうか。それは同日労働時間や賃金の改正など、労働条件の改善が協議され、さらに、朝鮮人人夫の待遇についても協議されていることからである。

連合会は、人夫問題に対して結局、「人夫は漕漑区域農民の採用」という決定を破り、朝鮮人人夫五〇名を常雇いすることで解決を図っている。

このような朝鮮人人夫の雇入れは、小作争議における地主側の対応策と同じであるということに注目しておきたい。

これ以後、朝鮮人人夫と大字徴用人夫の二本立てで工事が行なわれるのであるが、相変わらず大字からの出場率は悪く、連合会では賃金改正をしたり、各大字に人夫出場督促の通知を出すなどしているが、連合会からの毎重なる各大字への人夫出場督促も効果なく、同年八月の定例委員会では、「人夫出場率廃棄ノ件」<sup>(23)</sup>が協議事項に上っている。この時期には、人夫不足による工事停滞が目立ってきていたのである。そして結局、一月の連合会総会において、

「人夫出場督促ノ件」に関しては、新たに

人夫ノ出場割当ヲ左ノ通り決定シ各配当額人数ヲ絶  
対責任ヲ以テ当該組合ヨリ出場セシムルコトニ最善ノ  
努力ヲナシ尚十分ニ所要人夫数ヲ得ラレザル場合ハ適  
当ノ買入人夫ヲ為シ所要ヲ充タスルモ連合会ニ於テ異  
議ナキコト但シ最初ノ買入人夫ハ約五十人乃至百人ヲ  
超エヌガ事……

人夫割当表

樺本組合二十六人	機枝組合二人
横田組合二十三人	新庄組合八人
中城組合五人	発志院組合七人
白土組合十二人	石川組合八人
其他方面ヨリ九人 <sup>(24)</sup>	

と決定されている。つまり、農村救済としての人夫徴用方針は、工事開始直後、人夫の不穏な行動きのため朝鮮人労働者を雇入れることで破られ、さらに連合会からの要請では人夫出場数を満たすことができないことから、当初の方針は破棄され、各大字組合の責任において、人夫を買入れるなどの方法で割当人数を出場させるということで決着が

ついている。一村あげての大事業の中で、人夫出場はおそらくある程度は強制的に行われていたと思われる。しかしながら、農村救済の名目で、地元から人夫を低賃金で徴用しようとしたが、これは小作人の反対に会い、必要人夫を徴用することができずに終わったのである。

い治道村従来の水利慣行と、溜池築造が水利慣行に与えた影響について検討していきたい。

治道村における水利慣行の特徴は、奈良盆地全体にもいえるように、「①井堰水利組合にみられる排他占有的な性格、②溜池水利組合にみられる村落共同体的な性格を指摘することができる。そして、ある大字の用水施設系は、河川から用水を確保するに当たっては排他占有的な性格をもっていると同時に、一度貯溜された用水の配分に当っては、平等・公平の原則にもとづく村落共同体的な性格をもって<sup>(26)</sup>いた」ことにある。治道村では先に述べたように近世における分散支配により、水利慣行においてもその力関係が反映され、近代に入っても複雑な水利慣行を継続していた。例えば、高瀬川水系の横田と櫛枝の場合には櫛枝は下流でありながら旧天領であったことから、旧興福寺領であった

横田に対して強い水利権を持っていた。しかし、戸数二五の小さな櫛枝に対し、戸数二三〇の横田は力づくで引水し、両大字にはしばしば水争いが起っていた。また檜川水系の石川・白土・発志院・中城の場合は、白土が旧天領であったことから、旧寺社領であった上流の石川と同等の水利権を有し、下流の二大字は余り水を使用するという形になっていた。こうした複雑な水利慣行は、大字間に激しい利害対立を生んでいたのである。

以上のことを基礎に、連合会運営上の第一の問題は、組織設立に際して、複雑な水利慣行が存在するために、単一の水利組織を設立することができなかつたということである。そこでまず、関係大字に耕地整理組合を設立し、それをまとめて、一九二五年一〇月、白川溜池耕地整理組合連合会が発足したのである。

溜池計画は、直接の下流となる樺本町大字櫛・和爾内にも問題を引き起こし、櫛では、計画承認を大字民の承認なしで行ったとして、大字惣代以下役員全員が総辞職する騒ぎまで起った。<sup>(26)</sup>この後、櫛・和爾は反対姿勢を崩さず毎々<sup>(27)</sup>反対集会を開き、警官が出勤すること数回に及んだ。この

二大字と、溜池築造地である岩谷ヶ谷村に対する保障問題は、県ならびに郡当局の仲介を頼み、一年三ヶ月かかってようやく和解の成立を見た。このことは水利慣行を侵害するものに対する、根強い反抗の表われである。

第二は、旧水利権の保障をめぐる連合会内部での対立である。一九二六年二月、白土・横田、少し遅れて榎枝から以下の要望書が出された。

横田からの要望書

一、白川溜池新設の為檜川及高瀬川から引水する当大字の溜池が満水しない時は白川溜池の水により満水せしめること但し満水期日は六月一五日とする

一、白川溜池の水を引水する際、檜川、高瀬川にある既設の吸水樋管に対して当大字から監視をするのでその費用は連合会で負担すること

一、白川溜池から引水する為の樋管或は新水路は該当溜池に引水する為に使用する以外には絶対に使用しないこと、これを保障する為、樋管及新水路に相当の設備をなすこと

一、七月八月の灌漑期に当大字の溜池が出水した時は白

川溜池の水で一回満水せしめること<sup>(28)</sup>

ほか二大字の要求も、大筋は横田と同様であった。このような要望に対し連合会は、県当局の斡旋により、以下の協定を結んだ。

一、白川溜池新設の為毎年六月一五日迄に従来の溜池に満水し難き場合は一回限り白川池より補水すること、但し故意に引水を怠り、又は不注意に起因する場合は此の限りにあらず

一、白川溜池完成の暁万一檜川筋に於て従来の水利権を侵害したる時はその程度に応じて白川溜池より補水するものとする。但し右侵害の程度は県当局の査定に一任すること<sup>(29)</sup>

とした。三大字からの要望は、従来比較的恵まれた水利権を持っていた大字が、溜池築造による、自らに有利な水利慣行を維持し、変化することを妨ぐたためのものであった。そして連合会側からの協定もそれを承認する結果に終わるのである。

また、工事開始直前にも、白土から配水量が明確でないとして、着工式ポイコットの動きがあり、県当局が説得に

第15表 白川溜池用水配分量  
並に賦課率

	灌溉面積 (町)	配水量 (町尺)	賦課率 (%)
本	148	76.66	28.794
枝	14	7.25	2.724
横	133	74.48	25.871
新	42	21.75	8.171
石	43	23.07	8.365
白	68	38.01	13.230
院	38	20.27	7.393
中	28	15.65	5.448
檜	40	15.00	0
和		7.25	0
計	554	287.97	100.000

注)『白川溜池計画書』(1926年)より。

あたっている(第15表参照)。

全村的な用水量を図っての計画ではあったが、各大字からの委員は、終始、大字利益のためにのみ動いていたのである。たとえ用水量が増えたとしても、各大字間にはそのことよって合理的水利慣行を創り出すという意識はまったくないのであり、いかに従来の水利権を確保した上で、より多くの水を確保するかが問題なのであった。

第三は、引水路設置にかかわる問題である。一九二八年、溜池から高瀬川への墜道工事費および各大字への引水路工事費の負担を、各大字とするか連合会とするかで、槽川筋と高瀬川筋で紛争が起った。これは翌年、連合会負担とす

ることで決着がついた。

この後、一九三〇年、新庄より、新庄への引水路工事費の帰属が明らかになつておらず、もし、新庄への水路費が大字負担になれば、到底その負担には耐えられないから、工事費の帰属がはっきりするまでは、連合会借入金金の保証人にはなれないし、最悪の場合は脱会も止むなしという内容の申し入れがなされた。

これは、一九二八年から翌年にかけて引水路費用負担とともに、大字にどれだけ有利な引水路を設置するかで紛糾していた時、旧水利慣行において最も弱い水利権しか所有していなかった新庄は、各大字の利害対立の中で、その引水路が非常に長く工事費が高いことも加わって、連合会負担の確約を取ることができなかったからである。この申し入れに対し連合会は、新庄の水路新設費にできるだけ援助するという回答を出している。

しかしながら、結局はほとんど新庄の自己負担で工事が行なわれたのである。こうして代表委員による連合会に対する要求実現がなされないことから、一九二八年から一九三一年まで水利惣代が、地主層から自作層に移っていった

第16表 大字新庄における区長・水利惣代(兼任)の所有地

年次	所有地(反)
1921—23	21. 417
1924—26	39. 101
1927	14. 728
1928	11. 108
1929	23. 701
1930—31	11. 608
1932	16. 608
1933	19. 815
1934—35	37. 519
1936—37	11. 825
1938	37. 110
1939	21. 907
1940—41	30. 918

注) 東京教育大学公共  
「農業水利慣行と公共  
事業との関連に関する  
調査報告」1955年、  
P124より引用。

ことに注目したい(第16表参照)。

以上のことから、溜池築造の第一の意図、用水確保・安定収穫は一応実現され、小作争議も沈静化していった。しかし、第二の農村救済については、人夫問題に示されたようにそれほど効果はなかった。第三の水利紛争の改善であるが、これは、各大字からの旧水利権確保による強い姿勢に対し、連合会は、ひたすら大字対立の調停機関としての役割を果たしたのみである。最後まで水利慣行の改善には、まったく手を触れることができなかったのである。

### おわりに

以上見てきたように、治道村は四種兼業の産業組合が非常に発展した村であったが、一九二〇年代半ばから、一九

二九年にかけて小作争議が起っており、この村においては産業組合の発展が同時に、村内の階級有和の役割を持ったということとはできないようである。

そこで産業組合長でもある地主が中心となって地主を結集し、小作争議発生の基本的要因である用水不足を解決するために、溜池築造が行われたのであった。溜池築造にはこのほかに農村救済、水利紛争の改善といった意図も含まれていた。

用水確保については一応の成果があった。しかし、地主側からの農民救済を名目とした一方的な人夫徴用に対しては、徴用をボイコットするなど小作争議と相まって地主小作間の対立激化を示していた。そして、水利紛争の改善については、各大字の所有する水利権の固持といった姿勢によって、旧来の水利慣行には手を触れることができなかった。

白川溜池築造においてみられるように各大字の水利権確保に対する姿勢は、まさに排他的性格を持っており、一村規模で順調に発展した産業組合とは好対照をなすのである。各大字から白川溜池連合会への代表委員(地主)は、徹

底して大字の利益を追求をしなければならぬのであり、それができなかつた場合は大字橋や新庄のように、大字惣代、水利惣代などのリコールがなされたのである。このように封建的水利慣行が継続されていた一方で、大字内の水利運営については「民主的」ともいえる方法がとられていたのである。

このような水利慣行は、白川溜池の場合だけでなく、一九三〇年代に築造された斑鳩溜池、倉橋溜池の場合にも共通するもので、水利運営についても、当時の奈良県における一般的状況であつたと考えられるのである。

一九二〇年代の農村は、水利問題といった複雑で多様な問題をかかえており、その中では、一見、封建的である大字という共同体の動きが、農村支配構造の中で重要な役割を持つていたのではないかと考えられる。こうしたことも含めて、一九二〇年代の地主小作を見ると、小作側からの活発な要求に対して、地主側がなんらかの対策を提示することを余儀なくされていたという状況を指摘することができる。つまり、用水補給のための溜池築造である。これによって解決された問題はいくつがある。しかしながら、

依然として水利にかかわる問題が残されたのである。

〔註〕

- (1) 森武磨「農業構造」(一九二〇年代研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』東大出版会、一九八三年、大門正克「農民的小商品生産の組織化と農村支配構造」(『日本史研究』二四八、一九八三年)
- (2) 庄司俊作「小作争議と地主制の後退」(『土地制度史学』八三号)、同「一九二〇年代の農村支配体制に関する覚書」(『社会科学』三四号、一九八四年)、坂根嘉弘「小作調停法体制の歴史的意義」(『日本史研究』二二三三、一九八二年)
- (3) 『奈良県統計書』(一九三五年)
- (4) 「事業成績概況」(治道村産業組合、一九三二年)
- (5) 『越智太兵衛傳』六六頁、(一九七一年、越智太兵衛傳記編纂委員会)
- (6) 「大阪朝日」(一九二六年九月一〇日・同二二日付)
- (7) 『越智太兵衛傳』七六頁
- (8) 「事務報告」(治道村役場、一九二五年)
- (9) 「大阪朝日」(一九二四年一月三〇日)
- (10) 同 (一九二四年一月二四日・同年一月二六日)
- (11) 同 (一九二七年一月二五日、一九二八年一月一日、一九二九年一月二六日、同年二月五日)
- (12) 同 (一九二九年一月六日)

- (13) 『往復文書綴』(一九三二年)の中「小作爭議ニ関スル調査報告」で「小作人組合ナルモノ無之從ツテ系統モ参加人モナシ」とある。
- (14) 治道村産業組合では、一九三二年「小農者土地購入資金貸付規定」を設置し一九三〇年までに、田五町一反九畝一步、畑三畝一步の金額二万九八〇〇円を貸付けていた。
- (15) 『越智太兵衛傳』八四頁
- (16) 『大阪朝日』(一九二四年八月一日・一〇月三日)
- (17) 同 (一九二四年八月一九日)
- (18) 『白川溜池築造史』九八頁、(一九四五年、白川溜池耕地整理組合連合会)
- (19) 『大阪朝日』(一九二四年一〇月二四日)
- (20) 同 (一九二四年一月六日)
- (21) 『日誌』(白川溜池耕地整理組合連合会、一九二七年一月一日)
- (22) 同 (一九二七年二月四日)

- (23) 同 (一九二七年八月二〇日)
- (24) 『白川溜池事業報告概要』(一九二七年度)
- (25) 『奈良平野における農業水利の展開』五三頁、(農林省京都農地事務局、一九六〇年)
- (26) 『白川溜池築造史』二四頁
- (27) 『大阪朝日』(一九二五年一月二二日・二三日・二七日)
- (28) 『白川溜池築造史』三八―三九頁
- (29) 同 四一頁
- (30) (25)と同じ。
- [付記] 本稿は奈良県農村史研究会(明石岩雄、碓井照子、小方登、金子治平、徳永光俊、伏見信孝、森元文字)の共同研究の一部である。この研究については、大和郡山市役所横田支所、治道村農業協同組合、樺本町農業協同組合、奈良県立図書館、並に治道村の越智寿子氏、樺本町の吉本利達氏に協力していただいた。また、本学の野崎清孝先生からは貴重な史料と助言をいただいた、記して謝意を表したい。
- (一九八三年卒業生)